

<歴史修正主義批判>

(1)「慰安婦」問題

①「“クマラスワミ報告”に安倍政権が修正要求」(前田朗著)

(『週刊金曜日』第1014号、2014年10月31日号20～21頁)

岸田文雄外相は、10月15日、衆議院外務委員会で、1996年4月に国連人権委員会が全会一致で採択した「クマラスワミ報告」に対する政府の「反論書」の公開を検討すると述べました。

また、菅義偉官房長官も16日、政府として報告書の一部修正を求めていく考えを明らかにしています。言うまでもなくこうした動きは、報告書に引用されている吉田清治氏の「証言」について『朝日新聞』が取り消した結果を受けてのこととされています。一切、外務省の担当官がニューヨークで、「報告」を作成したスリランカの法律家ラディカ・クマラスワミ氏と会見し、修正をするよう求めたといいますが、私に言わせれば「恥の上塗り」に等しい。

この「クマラスワミ報告」は、93年にウィーンで開かれた国連世界人権会議で、国連人権委員会に「女性に対する暴力特別報告者」を設置することが決定されたのが出発点でした。翌年、「特別報告者」にクマラスワミ氏が選ばれ、さらに95年になって同氏は「慰安婦」問題を調査する意向を表明。同年に日本政府は、調査のためにクマラスワミ氏が日本を訪問するのを正式に受け入れます。

96年1月にクマラスワミ氏は国連人権委員会に対し、「日本軍性奴隷制度報告書(クマラスワミ報告)案」を提出し、日本政府はこれを受け取りました。日本は、この「報告書案」で批判されている関係国ですから、意見を述べる事ができる。そこで、「反論書」を作成し、人権委員会に提出しようとしたのですが、各国から批判で撤回に追い込まれました。

岸田外相は前述の答弁で、撤回の理由について、「他国から詳細すぎるとの批判があり、簡潔な文章にするため」と述べていますが、事実は違います。国際法の解釈の誤りがあり、さらに「特別報告書を侮辱している」との批判が相次いだためにほかなりません。

結局、「日本軍性奴隷制度報告書案」は96年4月、国連人権委員会の場でクマラスワミ氏が説明し、議長国のカナダや韓国、日本の政府代表、国際NGOによる討論を経て、理事国だった日本も含む全会一致で採択されました。つまり日本は作成に協力し、採択にあたって賛成した「クマラスワミ報告」を、18年も経って突然、クマラスワミ氏個人に対して「修正しろ」と言い出したのです。

この報告書は、クマラスワミ氏が勝手に作成したものではありません。もし一部でも「修正」を求めるなら、採択に加わった当時の国連人権委員会の日本を除く52ヶ国全部に了解を求めなければならない。そんなことは、手続き上ありえない話で、不可能です。

国連には「反論」しない

加えて安倍政権は今になって吉田「証言」を理由にしているようですが、96年の段階で研究者の間では吉田「証言」の信憑性のなさはとっくにあきらかになっており、政府も当然知っていたはず。ところが国連の人権委員会では、可能だったはずの正式な削除要求をしていません。国連の公文書で基本的事実の誤りがある場合、どこの国の政府も反論するのが当然であるにもかかわらずです。

したがって先ほどの一度撤回した「反論書」を『産経』あたりが当時のNGOが入手していたにもかかわらず「スクープ」などと称して今になって持ち出し、「日本の政府が正しかったことの証明」などと宣伝していますが、まったく逆なのです。日本政府が、吉田「証言」を訂正させなかった証拠と判断すべきでしょう。

そもそも大前提として、日本は「慰安婦」問題についての責任を認めた「河野談話」を継承するという立場を崩していません。だからこれまで「アジア女性基金」を設立し、多額のお金を動かしてきたはず。認めた以上は、あとは日本政府にどのような法的責任があるか、あるいはこの問題でいかなる法律が適用されるべきかという議論があるだけです。

にもかかわらず、「クマラスワミ報告」全体の中でまったく些細な一例証にすぎず、より多くの文字数で秦郁彦氏の反論まで並記してある吉田「証言」の「修正」に今さらこだわることに、いったい何の意味があるのか。「河野談話」同様、「クマラスワミ報告」を貶め、あれは間違いだったというイメージを広めたいのでしょうか。しかしそうした行為が世界での日本の評価をどれだけ貶めるのか、安倍首相は冷静に考えるべきです。(東京造形大学教授)